



新任の挨拶をする北原新取締役



第25期に向けて熱く語る黒木代表



(株)ケイアイホーム 松下社長



(株)ケイアイコミュニティ 大山社長



Weekly & Monthly(株) 黒木(健)社長



(株)ケイアイ不動産販売 野村社長

去る7月22日(火)、福山市内の福山ニューキャッスルホテルにて、第25期ケイアイグループ事業計画発表会が開催されました。事業計画の発表に先立ち、前期店舗営業成績第1位だった岡山駅西口店の倉西店長が恒例の経営理念と経営方針の唱和を、前期個人営業成績第1位だった岡山駅西口店の馬場社員が挨拶の唱和

を行い、グループ各社の社長から今期の辞令が各社それぞれの昇格者に手渡され、各社の成績優秀者が表彰されました。黒木代表からオーナー様の収益最大化に寄与する新しいサブリース商品の説明と第25期に向けての熱いメッセージに続き、各社それらの社長と責任者による事業計画が発表されました。



閉会挨拶は、備後エリアの西田課長が行い、第25期の事業計画発表会は無事に終了いたしました。

私は、「お客様第一」と「三方よし」いう観点を大切に、「成長」と「貢献」を自身の原動力にして様々な事業を手掛けてきました。黒木代表との出会いは、私がこの業界で仕事を始めたばかり25年以上の間、いつかこの地域に貢献できる事業を一緒にという夢を持ち続けてきましたが、この度その夢がやつと叶う時がきたという思いで、ケイアイグループの一員になる機会をいただきます。私の役割としては、ケイアイグループ各社の事業を横断したグループ全体の収益の最大化です。明るく、風通しのよい社風を活かした組織運営を積極的に行なうことを考えていますが、まずはグループ

岡山県高梁市出身。1973年9月生まれ。大手不動産会社で役員を務め、2025年7月、(株)ケイアイホールディングス、(株)ケイアイホーム、(株)ケイアイコミュニティ、(株)二子不動産各社の取締役に就任。

（笑）

第25期 事業計画発表会が開催されました！



アンケートにご協力ください。

2025年
9月号(株)ケイアイホールディングス
取締役 経営戦略室 室長 北原誠一郎

グループに新たな取締役を迎え、更なる運営強化を図ります！

私は、「お客様第一」と「三方よし」いう観点を大切に、「成長」と「貢献」を自己の原動力にして様々な事業を手掛けてきました。黒木代表との出会いは、私がこの業界で仕事を始めたばかり25年以上の間、いつかこの地域に貢献できる事業を一緒にという夢を持ち続けてきましたが、この度その夢がやつと叶う時がきたという思いで、ケイアイグループの一員になる機会をいただきます。私の役割としては、ケイアイグループ各社の事業を横断したグループ全体の収益の最大化です。明るく、風通しのよい社風を活かした組織運営を積極的に行なうことを考えていますが、まずはグループ

全体のブランディングとして、それぞれの地域に根差した各社の認知活動と教育、サービス向上、それらの差別化を行い、大切な顧客様に選ばれ続ける人作りと会社作りを牽引していきます。また、グループの創業理念である「敬天愛人」が示す、「地域を敬い、そこに住む人を愛する」を実践し、従業員一人ひとりが地域から必要とされる活躍をして、仕事のやりがいと生きがいを得る経験の後押しをしたいと思っています。

責任ある仕事をするにも、趣味の登山をするに組んでいて、前職の頃から毎朝5～10kmのジョギングを行っています。実は、私の日焼けはジョギングによるものです。(笑)

ケイアイコミュニケーションだより

(株)ケイアイコミュニケーション岡山支店 管理営業課主任 平野みなみ

私らしさを大事にしながら、人から頼られる存在になりたい！

■なぜ不動産業界へ？

私は元々他の業界で働いていましたが、経済的にも社会的にもこれから自身の自立を考え始めた頃、仕事に役立つ資格を取得しようと思い、人からの勧めもあり宅建取得の勉強を始めました。勉強をしている中で不動産業界に興味を持ちはじめ、宅建の試験に無事に合格出来た事を機に、こ思つてこの会社に入社いたしました。

■仕事のやりがいとは？

正直、オーナー様の物件がすぐに埋まらない時等は悩む事もありますが、オーナー様と一緒に色々と対策を講じて、お部屋が埋まつた時はとても嬉しいです。また、オーナー様とお話をする中で、漠然とした将来への不安を聞かせていただける事もあります。今の私ではその

不安を全て解消する事はまだ難しいと思いますが、相続問題等も含めて何か少しでもお役に立てるよう幅広く知識を身に付けていきたいと思います。

■主任としての職務は？

今後は、スタッフへの指導や育成も担えるようになります。そどうも私は、真剣に作業をされていると眉間にしわが寄つていています。その為からには、話しやすい雰囲気作りが大切です。

が寄つていています。そどうも私は、真剣に作業をされていると眉間にしわが寄つていています。その為からには、話しやすい雰囲気作りが大切です。



切にしているからであつて、そういう私らしさを大事にしながら、人から頼られる存在になりたいと思っています。

■プライベートは？

今は充実しています。家庭では、料理上手な主人の美味しい手料理を味わっています。家事も一緒にこなしてくれる主人には感謝しかありません。また、最近ゴルフにハマつていて、まだ不安要素が多いので主人や友人としかコースに出る事が出来ませんが、これから練習をして上手くなつて、仕事で関わる方々ともご一緒してみたいと思います。好きな事で周囲とコミュニケーションが取れる事は最高です。プライベートも仕事も今まで周囲とコミュニケーションが取れる事は最高です。以上に充実させ、より長く仕事を続けていきたいと思っています。

◆事実関係◆

平成元年6月から平成5年5月にかけて、買主Xら4人は売主Y1から土地建物を取得し、それぞれの引渡しを受けた。しかしXら4人が入居すると、次第に建物が傾いたり、壁に亀裂が入つたり、雨漏りがするようになり、時の経過とともに徐々にその状況は拡大し悪化していった。Xらが各建物を建築したY2に苦情を申し立てたところ、Y2は欠陥が各土地の売主であり造成業者でもあるY1が各土地の売主であり造成工事の不備に基づくものであり、Y2の責任ではない旨を主張した。他方Y1は、欠陥はY2のずさんな建築工事に基づくものであると主張した。Xらは建築業者ないし土地の売主であるY1及びY2に対し、購入した土地や建物の

国士交通省「不動産トラブル事例データベース」より様々な事例を紹介

不動産関連のトラブル事例

その125

瑕疵等を理由に損害賠償を請求した。

◆判決の内容◆

本件には、一般人の視点では容易に発見できなかつた欠陥があり、Y1はXらに対し、民法570条の瑕疵担保責任を負い、Y2は民法634条に基づき、Xらの一部につき、建築請負業者と建築請負業者との間で瑕疵担保責任を負う。一般人が瑕疵担保責任に基づく解除の意思表示や損害賠償請求を行ふか否かの判断を下すためには、瑕疵がある程度進行し、明確化した時から除斥期間が進行すると解し、Xらが建物の傾斜等を知った時は被害が進行中であり、Xらは本件建物につき専門的観点に基づく診断を受けた時点から1年以内に提訴しているので、除斥期間は経過していないとされた。

※出典・国土交通省「不動産トラブル事例データベース」

ケイアイホームのスタッフを中心に、 グループ各社・各事業部のスタッフを紹介いたします。



今回は、(株)ケイアイホーム 岡山西市店 店長 馬場龍一郎編です。

**高いゴールこそが
身の成長スピードを上げる武器!**

岡山西市店は、この8月に新規オープンしたばかりの店舗です。そして私は、その店舗の初めての店長として、入社3年目の24歳で就任させていただきました。店舗スタッフも新人で、全てがまっさらな状態です。そこで、この状況を大変だと感じる人もいるかもしれません。私が自身はむしろ責任の伴う今後の展開を楽しみにしています。私たちの仕事は、お客様の未来の生活をご提案しご提供する事が中止ですが、単に条件だけではなく、今の住まいから引っ越しする理由や入居後面等をしつかりお聞きし、先ずは「お客様を知る事」を大切にしたチークム運営を目指したいと思っています。

私自身は入社時から今まで、期の最初に行われる社長面談で言つた事は全てクリアしてきました。負けず嫌いな性格なので少々強気な言い方をすると、自分の成長スピードを上げる武器!



(株)ケイアイホーム 岡山西市店
〒700-0953 岡山県岡山市南区西市299-3

相続MEMO知識

このコーナーは、相続と認知症対策に関する情報をシリーズでお伝えしていきます。

Vol.62 「入居者サービスの質を上げる」編

相続の不安や疑問・心残りなど、
潜在的な問題を顕在化し解決いたします。

今回は番外編として、「管理を任せる事は入居者サービスの質を上げる事」についてです。

所有物件に車で毎週2度ほど足を運び、物件の清掃やゴミ置き場の清掃、残置物の処理等、ご自分でメンテナンスをされているオーナー様からのお問い合わせです。そのオーナー様は、70歳代も後半となり、運動への不安、清掃等も含めて体力的にも限界を感じ、将来的な相続への心配もされていましたが、中でも特に意識されていた事は、「入居者さんが気持ち良く、満足度の高い環境を整備したい」という要望でした。

結論としては、弊社グループ会社に物件の管理をお任せ頂き、「今後の不安が解消された」と言われた時の笑顔が今でも鮮明に残っています。

管理委託の内容で喜んで頂けた一部をご紹介すると、先ずは保証会社の保証内容に管理物件だけの特別なプランがあり、保証期間や原状回復プラン等が拡充され、その内容が手厚くオーナー様のリスクを軽減してくれています。また、24Hコールセンターは、「24Hコールセンターがある事で、入居者さんは不安が解消され、満足度も上がるわね!私は



「家族の幸せから考える相続」をプロデュースします。 松下浩仁

皆様も、「かけがえのない時間」を大切にされください!

全国の家賃・間取り動向及び グループ内の問い合わせ動向

「データCLIP」ケイアイお役立ち情報

■ 全国賃貸物件家賃動向

1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%	
都道府県	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準
埼玉県	55,584	-0.7%	64,784	-0.4%	75,984	-1.7%	62,581	-0.6%	79%
千葉県	55,706	1.1%	62,346	2.6%	72,456	2.7%	60,349	1.9%	76%
東京都	75,739	-0.2%	90,513	-0.7%	98,345	-0.8%	79,221	-0.2%	100%
神奈川県	59,858	0.0%	76,238	2.4%	86,721	0.7%	67,952	0.8%	86%
愛知県	53,340	2.7%	59,276	0.4%	63,600	0.1%	57,108	0.8%	72%
奈良県	49,619	-1.1%	57,180	-2.7%	58,075	-26.3%	55,045	-5.3%	69%
京都府	53,536	-1.5%	70,817	2.3%	76,402	0.3%	59,886	-0.4%	76%
大阪府	60,653	3.4%	69,208	1.7%	74,590	0.0%	63,997	2.5%	81%
兵庫県	55,209	2.3%	64,944	-2.2%	72,088	-8.1%	60,766	-2.1%	77%
鳥取県	42,774	4.3%	48,923	0.1%	55,350	-3.7%	47,386	0.1%	60%
岡山県	46,103	0.1%	54,631	0.4%	61,752	1.8%	51,442	0.5%	65%
島根県	46,383	1.2%	54,629	1.9%	57,324	-1.2%	51,214	0.9%	65%
広島県	49,996	1.6%	59,201	-0.1%	68,214	2.6%	55,873	1.0%	71%
山口県	40,953	10.4%	50,006	2.2%	55,748	-2.2%	46,843	5.1%	59%
徳島県	43,408	3.5%	54,012	7.6%	65,034	2.1%	52,050	5.2%	66%
香川県	44,388	2.7%	47,646	-2.0%	54,510	0.5%	47,926	0.8%	60%
愛媛県	40,491	3.7%	49,398	2.1%	52,724	-5.5%	46,003	-0.2%	58%
高知県	42,544	0.4%	52,010	-5.2%	62,435	-3.4%	48,706	-1.9%	61%
福岡県	52,538	0.7%	65,584	-0.1%	73,185	2.7%	60,471	0.8%	76%
全国	53,560	1.1%	59,554	0.9%	67,515	1.0%	57,525	1.0%	73%

※資料出所：株全管協共済会 小額短期保険契約実績より

※総平均賃料は、1部屋から3部屋まですべてのデータより算出したものです。

■お客様から当グループへの物件問い合わせ家賃動向(参考)

35都県から当社ルートでの物件問い合わせ実績動向(参考)							7年6月末調査		
所在地	1部屋		2部屋		3部屋		総平均賃料		東京100%
	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	(円)	前年同月比	水準
広島市/廿日市	52,267	4.5%	64,888	0.6%	77,952	8.1%	58,882	3.1%	74%
三原市	48,011	19.8%	49,625	-17.9%	61,750	49.0%	50,898	1.5%	64%
福山市	45,863	-0.2%	58,155	-1.4%	65,174	8.7%	53,518	-1.4%	68%
倉敷市	46,644	4.1%	52,563	-13.0%	74,260	18.1%	53,038	-2.7%	67%
岡山市	43,113	-2.2%	53,193	-0.6%	71,558	11.4%	52,457	3.3%	66%

賃貸経営者が知っておきたい “あれ屋これ家” 税務編 135



岡山さくら税理士法人
代表税理士 吉田陽介

皆様こんにちには。今夏の参院選では与党が大敗し野党が躍進しました。手取りを増やす公約で昨年の衆院選から躍進中の野党が今年の税制改正では影響力を發揮し、いわゆる「年収の壁」も大きく変わりました。減税にはなつたものの制度が複雑化し、「年収の壁」はこれまでの6つから8つに増えました。今月からシリーズで、この8つの壁についてご説明します。

康保険)の加入義務が生じる(扶養から外れる)年収基準です。実は、①について今年6月に大きな改正があり、従業員数(社会保険加入者)51人以上という企業規模基準が段階的に引き下げられます。いわゆる中小零細企業のパート勤務者にも範囲が拡大します。最も注意すべき点は、106万の年収基準が原則3年以内に撤廃されるという事です。既に週3時間以上でのパート勤務者は加入義務がありますが、撤廃後は週20時間以上のパート勤務者も年収に関係なく加入義務が生じます。

「どうなつた？年収の壁」その1